

平成28年9月 7日 開会

平成28年9月28日 閉会

(定例第7回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 135 号

平成 28 年第 7 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 28 年 9 月 2 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 28 年 9 月 7 日（水） 午前 10 時  
2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岩 井 美保子	岡 田 聰
西 山 富三郎	野 口 俊 明

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録

平成 28 年 9 月 7 日（水曜日）

### 議 事 日 程

平成 28 年 9 月 7 日 午前 10 時 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期 平成 28 年 9 月 7 日（水）～9 月 28 日（水） 22 日間

(2) 審 議 予 定

日 次	月 日	曜 日	議 会 区 分	内 容
第 1 日	9 月 7 日	水	本会議	開会 諸般の報告 議案の提案説明
第 2 日	8 日	木	本会議	質疑 決算審査特別委員会設置・付託
	9 日	金	委員会	一般質問通告締切り（9 時） 議会運営委員会（10 時～）・広報委員会（13 時～）
	10 日	土	休 会	
	11 日	日	休 会	
	12 日	月	委員会	特別委員会・常任委員会
	13 日	火	委員会	特別委員会・常任委員会
	14 日	水	委員会	特別委員会・常任委員会
	15 日	木	委員会	特別委員会・常任委員会
	16 日	金	委員会	（午前）休 会 （午後）特別委員会・常任委員会
	17 日	土	休 会	
	18 日	日	休 会	
	19 日	月	休 会	（敬老の日）
第 3 日	20 日	火	本会議	一般質問
第 4 日	21 日	水	本会議	一般質問
	22 日	木	休 会	（秋分の日）

	23日	金	委員会	特別委員会まとめ
	24日	土	休 会	
	25日	日	休 会	
	26日	月	委員会	特別委員会・常任委員会
	27日	火	委員会	予備日（議事整理日）
第5日	28日	水	本会議	決算審査特別委員会報告 議案の討論・採決 閉会

### 日程第 3 諸般の報告

#### (1) 議長の報告

- ①説明員の報告
- ②出納検査結果の報告
- ③意見書処理の報告
- ④提出された案件の報告

#### (2) 町長の報告

- ①政務報告
- ②報告第 9 号 平成 27 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告について
- ③報告第 10 号 平成 27 年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告について
- ④報告第 11 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について
- ⑤報告第 12 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 議案第 86 号 字の区域の変更について

日程第 5 議案第 87 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 6 議案第 88 号 工事請負変更契約の締結について(中の原スキーセンター屋根等改修工事)

日程第 7 議案第 89 号 工事請負変更契約の締結について(大山中学校大規模改修工事)

日程第 8 議案第 90 号 平成 27 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 91 号 平成 27 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 92 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 93 号 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 94 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定

- について
- 日程第 13 議案第 95 号 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 14 議案第 96 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 15 議案第 97 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第 16 議案第 98 号 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 17 議案第 99 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 18 議案第 100 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 19 議案第 101 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 20 議案第 102 号 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 21 議案第 103 号 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 22 議案第 104 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 23 議案第 105 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 24 議案第 106 号 平成 27 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 議案第 107 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 26 議案第 108 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 27 議案第 109 号 平成 28 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 28 議案第 110 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 29 議案第 111 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

**出席議員 (16 名)**

1 番	加 藤 紀 之	2 番	大 原 広 巳
3 番	大 杖 正 彦	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	圓 岡 伸 夫	6 番	米 本 隆 記
7 番	大 森 正 治	8 番	杉 谷 洋 一
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岩 井 美 保 子	14 番	岡 田 聡
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	野 口 俊 明

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手 島 千 津 夫      書記 …………… 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	教育次長…………… 齋 藤 匠
総務課長 …………… 酒 嶋 宏	人権・社会教育課長 …………… 門 脇 英 之
地方創生本部事務局長…福 留 弘 明	幼児・学校教育課長 …………… 林 原 幸 雄
企画情報課長 …………… 井 上 龍	税務課長…………… 岡 田 栄
建設課長 …………… 野 坂 友 晴	水道課長 …………… 野 口 尚 登
農林水産課長…………… 山 下 一 郎	農業委員会事務局…………… 田 中 延 明
福祉介護課長 …………… 松 田 博 明	健康対策課長 …………… 後 藤 英 紀
観光商工課長 …………… 持 田 隆 昌	住民生活課長 …………… 森 田 典 子
地籍調査課長 …………… 白 石 貴 和	代表監査委員 …………… 後 藤 洋 次 郎

午前 10 時 00 分 開会

○局長（手島千津夫） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。ただいまの出席議員は 16 人です。  
定足数に達しておりますので、平成 28 年第 7 回大山町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番 米本隆記君、7番 大森正治君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月28日までの22日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（野口 俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に6月定例会において可決した意見書は、6月22日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第12号 長期継続契約締結の報告についてまで、計5件の報告の申し出があります。これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの9月議会よろしく願い申し上げます。

それでは、6月定例議会以降における各種事務事業の取組みのその状況について、主なものにつきまして報告を申し上げます。

まず、総務課の関係であります。

1点目に、消防ポンプ操法大会での活躍についてであります。

第 58 回鳥取県西部消防ポンプ操法大会が 6 月 12 日、米子市の鳥取県消防学校で開催をされ、大山町消防団から名和分団、大山第 1 分団が出場いたしました。2 位となりました名和分団は 7 月 3 日に開催されました鳥取県大会に出場し 4 位ということで入賞をいたしました。

2 点目に平成 28 年度西部広域消防圏連合演習についてであります。

西部地区の 7 町村で毎年実施いたしておりまして、8 月 21 日日曜日に、今年は中山地内で行われました。束積・八重地内で火災発生の想定で、大山町消防団 8 台、他町村の応援 6 台、合計 14 台で大火災発生時の相互応援、活動の習熟を図ったところであります。

3 点目に第 24 回参議院議員通常選挙についてであります。

選挙権年齢が 18 歳に引き下げられた後、初めての選挙となり、さる 6 月 22 日の公示、7 月 10 日投票日として執行されたところであります。

4 点目に鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙についてであります。

さる 7 月 25 日告示、8 月 3 日投票日として執行され、無投票ということになりました。

5 点目に、稲光井手土地改良区総代選挙等についてであります。

稲光井手土地改良区、松尾溜池土地改良区、及び大谷溜池土地改良区それぞれの総代選挙が、さる 8 月 17 日告示、8 月 24 日投票日として執行され、無投票となりました。

6 点目に、職員採用試験についてであります。

平成 28 年度大山町職員採用試験の前期試験を 8 月 20 日土曜日に実施をし、保健師 1 名、保育士 1 名の計 2 名の採用を決定いたしましたところであります。

次に、企画情報課関係であります。

1 点目に第 14 回甲川溪流まつりについてであります。

7 月 31 日日曜日に、中山まちづくり実行委員会主催により開催され、町内外から親子連れなど、約 260 人の参加がありました。晴天のなか、魚のつかみ取り・バーベキュー・上流探検など、日本百名谷の「甲川溪谷」を堪能されたところであります。

2 点目に、だいせんファンクラブ交流会についてであります。

8 月 28 日日曜日に本年は大阪で開催をし、会員・来賓・スタッフ合わせて 53 名の出席となりました。交流会では、最近の町の動きを映像で紹介し、参加された皆様には、ふるさと納税のお願いや特産品を味わいながらふるさとの話に花を咲かせていただいて、交流を深めていただくことができたところであります。

次に住民生活課関係であります。

海の日海岸清掃につきまして、地域の環境美化と意識の啓発を図るため、7 月 18 日に「第 17 回海の日海岸清掃」を行いました。地元の集落、まちづくり所子地区会議、スポーツ少年団、子ども会などあわせて約 300 人に参加していただき、約 1.2 トンのゴ



ミを収集することができました。今後も海岸の清掃活動を推進してまいりたいと存じます。

次に、福祉介護課関係であります。

大山町福祉大会・ボランティアフェスティバル&大山町男女共同参画フォーラムについてであります。

6月12日(日)、保健福祉センターなわを会場に大山町社会福祉協議会、町教育委員会主催、また大山町、そして大山町人権・同和教育推進協議会の共催により開催をいたしたところでございます。大会テーマを「共に生きる社会をめざして」とし、午前中は、第1回みんなの人権セミナーとしてハンセン病を題材とした映画の上映、午後からは「男と女のあり方が変わる経済も変わる」と題して経済アナリスト森永卓郎さんの講演をいただいたところであります。

また町内福祉施設の皆さんの作品の展示、各種バザーなどもあり、本町の福祉と人権の取組にふれ、これからのまちづくりを考える一日でもありました。

次に、健康対策課関係であります。

鳥取大学医学部と連携した健康教室についてであります。

昨年に続き、6月上旬から7月中旬にかけて、「生活習慣病とその予防」をテーマにした健康教室を、集落公民館など21会場で実施をいたしました。2、3集落合同でされたところもございまして、対象となりました集落は延べ25集落で、291人の参加でございました。医学生が主体となり生活習慣病予防の研修や血圧・血糖関連項目の測定などにより、参加者の健康意識を高めることができました。

次に、農林水産課関係であります。

まず1点目に、農地再生事業についてであります。

平成20年度から進めております農地再生事業を、本年度も香取や長田地区で10.53ヘクタール再生いたしておるところであります。再生後は、ブロッコリーや白ネギ、大根等の栽培が予定をされておりまして、今後も本事業を活用して担い手や新規就農者への農地確保を図ってまいりたいと存じます。

2点目に、しっかり守る農林基盤交付金事業についてであります。

町内を5工区に分けて、2,715万8,760円の工事費で水路の改修、水田の暗渠排水、農道改修等の工事を8月に発注し、年内の完成を目指して現在施工中であります。

次に地籍調査課関係であります。

平成27年度に2年目工程を完了した地区の登記についてであります。

平成27年度に2年目工程を終了しました中山地区の樋口、八重、東積、退休寺、高橋の一部は県の認証を受け法務局へ登記申請中であり、大山地区の大山寺付近は法務局登記が完了いたしました。

次に、建設課関係であります。

1点目に、道路改良事業についてであります。

測量・設計業務を2件発注委託し、業務遂行中であります。また、道路改良工事7件を請け負い施工中であります。

2点目に、小規模急傾斜地崩壊対策事業についてであります。

崩壊対策工事を豊成地内において2件、東谷地内において1件請け負い施工中であります。

次に、水道課関係であります。

1点目に上水道につきまして。

平成29年4月1日の上水道・簡易水道の統合に向け、基本計画・変更認可設計業務ほか関連する2業務を発注委託し業務遂行中であります。また、送水管布設替工事1件を請け負い施行中であります。

2点目に、下水道についてであります。

農業集落排水施設機能診断調査業務、公共下水道大山浄化センター再構築耐震設計業務ほか1件を日本下水道事業団が業務遂行中であります。

次に、観光商工課関係であります。

各種イベントの実施について、大山お盆の大献灯・和傘灯りは、8月11日から13日まで3日間の開催。好天に恵まれ、3日間の合計では約9,500名の皆様にお越しいただき、本年も大変好評でありました。また、8月28日開催の「大山参道ぐーちゃん祭り」も、昨年同様多くの皆様にお出かけ頂きました。

今後、「伯耆国大山開山1300年祭」の重要イベントとして充実を図って参りたいと存じます。

次に、大山町地方創生本部事務局関係であります。

地方創生事業の外部検証についてであります。

8月19日、10名の委員からなる「大山町しごと・ひと・くらし創生総合戦略外部検証委員会」これを開催をし、産官学金労言各界の委員さんからご意見をいただいたところであります。創生事業1年目ということもあり、事業の性格や今後の取り組みにつきましてを中心に、ご意見をいただき、検証結果につきましては、今後議会や住民の皆さんにご報告させていただきたいと存じます。

次に人権・社会教育課関係であります。

1点目に、大山町・嘉手納町人材育成交流事業についてであります。

8月2日から5日までの4日間、町内各小学校の児童16名と引率者3名が、沖縄県嘉手納町を訪ね、天候に恵まれた研修となりました。

児童たちは事前に4回の事前学習を重ね、平和祈念公園や因伯の塔、首里城を訪ねるなど、沖縄の歴史や文化、平和の大切さについて深く学ぶとともに、透きとおる青いビーチでのバナナボートや海水浴など美しい自然を体感することができました。そして、

民泊を通して異なる文化の中での生活体験や、嘉手納町児童との交流を通じて友情を深め、多くの成果を得て帰町いたしました。

2点目に、みんなの人権セミナーの実施についてであります。

人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民及び町内事業所勤務者などを対象に実施しております。第1回目のセミナーは男女共同参画フォーラム併催で、森永卓郎さんの講演を実施し、8月末までに「同和問題」や「見た目問題」など全日程7回の内3回を終了し、参加者478名となっているところであります。

また、今年度も「スタンプラリー」に取り組み、対象講座を増やすなど参加者の増加を図っているとことでもあります。

3点目に、日本遺産認定についてであります。

「日本遺産サミットイン岐阜」が7月1日から2日にかけて開催され、そのなかで、本年度認定された19自治体に文部科学大臣から認定証が交付されたところであります。今後の事業展開は、6月24日に発足した「日本遺産大山山麓魅力発信推進協議会」で決定し推進していくことになっているところであります。

4点目に、大山寺旧境内おひろめウオークについてであります。

8月12日に大山寺旧境内の国史跡指定答申を記念して、長く埋もれていた古道約6キロメートルを見学コースとして再生し、詳しい解説付きで実施をいたしました。

汗ばむ陽気の中、70人の参加者が4班に分かれてボランティアガイドや町職員の説明に耳を傾け約4時間かけてコースを巡りました。今後、標識や看板を整備し、より魅力ある散策ルートにしていく予定であります。

5点目に、御来屋駅舎国登録有形文化財答申記念セレモニーについてであります。

7月23日に答申を記念して、御来屋駅で記念セレモニーと記念イベントを実施いたしました。久寿玉割には、地元から後醍醐天皇と名和長年の特別出演もあり大変盛り上がりました。記念イベントでは、恵みの里公社の記念餅つきやみくりや市のにぎわい市にたくさんの町民の方々が訪れられ、盛大に実施することができました。以上で政務報告を終わります。

続きまして報告第9号 平成27年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成27年度決算に基づく大山町健全化判断比率を議会にご報告するものでございます。

健全化判断比率の指数として、実質赤字比率は、普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合。連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合、実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合、そして

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合、この4つの指標で判断するものでございまして、本町の指数はお手元に配布いたしております別紙のとおりでございます。ご覧をいただきたいと思います。

以上で、報告の説明を終わります。

続きまして報告第10号 平成27年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定により、平成27年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものであります。資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。

以上で、報告の説明を終わります。

次に報告第11号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりでございます。以上で、報告の説明を終わります。

次に報告第12号 長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりでございます。

以上で、報告の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(野口 俊明君) これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第86号～日程第5 議案第87号

○議長(野口 俊明君) 日程第4、議案第86号 字の区域の変更についてと、日程第5、議案第87号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についての、計2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) ただいまご上程いただきました議案第86号 字の区域の変更

につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大山町所子地内に住宅団地を造成し、各区画整理を行うにあたり、前もって合筆を行う必要がありますが、本区域は小字において字中沢と字上沢とにまたがっており、字区域が異なるままでは合筆ができないため、字中沢の一部を字上沢に編入を行い統一を行うものであります。

本件は地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。議決後につきましては、同じく地方自治法の規定により、いずれも町長による、字界変更の処分決定、届出を経たうえで告示を行い、効力を生ずるはこびでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 87 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 27 年 3 月定例議会におきまして可決いたしました大山町大山辺地に係る総合整備計画につきまして新規事業の追加などにより、その計画を変更するものであります。

変更の内容は、公共下水道施設につきまして、平成 27 年 11 月施行の下水道法改正を受け、既存の事業計画に変更が生じたこと、また、施設の耐震設計の実施などにより、平成 25 年度から平成 29 年度までとしていた計画期間を平成 33 年度まで延長し、併せて事業費の増額を行い、事業を円滑に遂行するため計画を変更するものであります。

次に、中の原スキーセンター修繕事業につきましては、本事業に係る予算は、平成 28 年 6 月定例議会におきまして可決いただいているところではありますが、その財源として辺地対策事業債を充当するため、今回、新たに計画に追加するものであります。

事業内容につきましては、6 月定例議会におきましてご説明を申し上げたところでございます。その内容に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

また、既存計画にありました、大山アルペンライン地区街なみ環境整備事業及び大山寺足湯設置事業につきましては、既に事業完了となったことから、変更する計画からはいずれも除外といたしております。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えさせていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

---

## 日程第 6 議案第 88 号～日程第 7 議案第 89 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 88 号 工事請負変更契約の締結について(中の原スキーセンター屋根等改修工事)と、日程第 7、議案第 89 号 工事請負変更契約の締結について(大山中学校大規模改修工事) の、計 2 件を一括議題とします。

両議案については、本日、質疑・討論・採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第88号 工事請負変更契約の締結につきまして、中の原スキーセンター屋根等改修工事につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容は、ガラスからの水漏れを防ぐためのシーリング工事の追加で、変更後の契約金額は7,630万8,480円で、元請負代金に対して146万4,480円の増額であります。平成28年8月18日付で中の原スキーセンター屋根等改修工事の変更仮契約を締結いたしましたところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第89号 工事請負変更契約の締結につきまして、大山中学校大規模改修工事につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容は、外壁改修で設計段階では確認することができない部分の老朽化が激しく、今回の工事で改修することが必要となったためでございます。変更後の契約金額は1億8,940万3,920円で、元請負代金に対して126万7,920円の増額でございます。平成28年8月31日付で大山中学校大規模改修工事の変更仮契約を締結いたしましたところでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

---

#### 議案第88号

○議長（野口 俊明君） これから議案第88号 工事請負変更契約の締結について(中の原スキーセンター屋根等改修工事)について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） この変更契約でございますが、今の話ですとガラス窓の漏水っていうんですか、ガラス窓から水が入らないようにするというところでございますが、これ工事請負前、施行前はそれが分からなかったかということと、全窓ガラスを改修するかということ伺います。

○町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。屋根の改修工事の設計段階では、確認することができない部分でございまして、足場を組んで実際に見ましたところ、シーリング部分の劣化がかなり激しくなっており、雨漏り等の恐れもありますことから改修させていただきたいということでございます。  
 なお、部分については、2階部分についてはほぼ全部というところでございます。1階については一部ということでご承知いただきたいと思います。以上です。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。
- 議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。
- 議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。
- 議員（6番 米本 隆記君） ちょっと私聞き間違いだったか分かんですけど、さきほどですね、2階部分の大部分ということでしたね。足場が組んであるですよ。これなぜ全部されないんですか、ちょっとお聞きしたいです。全部、2階部分のほぼ全部という言い方でしたよね。だから全部じゃないんですよ。足場が組んであるので、何故全体をされないかということを知りたいんですが。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 表現がちょっと誤解を招いたかもしれませんが、サッシ部分もありますので、その部分はシーリングが必要ないということで、必要な部分は2階部分はすべてということですのでよろしくお願いします。
- 議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。
- 議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。
- 議員（7番 大森 正治君） 今の理由でだいたい分かりましたけども、ただこれ再契約と言いますか、これが2回目ですよ。前回もあったように思うんですけども。今の説明の中で設計段階では判明しなかったの、初めてこれが分かったの、出てきたということですが、その前の段階で分からなかったんですか。今回の前の。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 誤解があるのではないかと思います。中の原スキーセンターの屋根改修につきましては今回が初めてでございます。前回の議会では、ジャンプ台のほうの変更ということですので、今回初めてでございます。よろしくお願いたします。

- 議長（野口 俊明君） いいですか。他にありませんか。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。
- 議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 大山中学校のほうでお聞きし……。
- 議長（野口 俊明君） 他にありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第88号を採決します。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。  
したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第89号

- 議長（野口 俊明君） これから、議案第 89 号 工事請負変更契約の締結について（大山中学校大規模改修工事）について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。
- 議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 先ほどは失礼しました。先ほどの説明のなかで当初の設計では分からなかった部分があったというふうに理解しましたが、実際今回の 126 万ほどの増額部分ですね、具体的にどういう状態だったのか。それから面積的にどの程度あるのか、分かればお聞きしたいと思います。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。
- 幼児学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児学校教育課長。
- 議長（野口 俊明君） 林原幼児学校教育課長。
- 幼児学校教育課長（林原 幸雄君） お答えいたします。状況でございますが、外壁部分にタイルが貼ってあった部分がございます。そのタイルの部分をはがして当初は塗装するという設計でございましたが、タイルをはがったところ、タイルの下地がございまして、その下地がかなり浮いている状況にあって危険だということでそれも取り除いて、再度整形をして塗装するということになりました。面積ですけれども、はっきりした面



積は今押さえておりませんが、外壁でいいますと、こう窓から出たひさし部分の面積ですので、面積的にはそんなに全面ということではなく、数%の面積だというふうに捉えています。以上です。

[ 「了解」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第90号～日程第24 議案第106号

○議長（野口 俊明君） 日程第8、議案第90号 平成27年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、議案第106号 平成27年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計17件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第90号 平成27年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年度大山町一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしくお願いを申し上げます。

決算の概要につきましては、決算書295ページの「実質収支に関する調書」に記載をいたしておりますが、歳入総額114億478万5,319円に対して、歳出総額106億4,843万2,370円で、歳入歳出差引額7億5,635万2,949円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額であります。1億4,914万8,000円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、6億720万4,949円でございます。

それでは、決算の概要につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

平成27年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額117億3,885万8,000円に対し、調

定額 115 億 1,974 万 1,369 円、収入済額 114 億 478 万 5,319 円で、町税 621 万 3,655 円を不納欠損しておりますので、収入未済額は、1 億 874 万 2,395 円となり、予算現額に対して 97.2%、調定額に対して 99.0%の収入状況となっているところであります。

未収金につきましては、平成 26 年度と比較をして 181 万 6,537 円減少をいたしました。さらなる未収金の減少について努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第でございます。

次に歳入の大きなウエイトを占める明細書 21 ページから 22 ページ第 35 款地方交付税でございますが、決算額は 54 億 9,423 万 3,000 円で、前年度比、額にして 1 万 8,000 円の減でありました。

普通交付税は、平成 26 年度に比べて 1,475 万 9,000 円の減となっております。

その理由といたしましては、平成 27 年度から合併算定替措置の縮減が始まりましたが、人口減少等特別対策事業費増が主な要因であるものと分析をいたしております。

特別交付税につきましては、地域おこし協力隊、地方公会計整備に対する措置が主な要因となり 1,474 万 1,000 円の増となっております。

次に、歳出の概要につきましてご説明を申し上げます。

総括表で 13 ページ、14 ページになりますけれども、平成 27 年度の一般会計歳出決算額は、予算現額 117 億 3,885 万 8,000 円に対し、支出済額 106 億 4,843 万 2,370 円で、予算現額に対します執行率は、90.7%であります。また、翌年度に繰り越す額 4 億 87 万 1,000 円を控除した不用額は 6 億 8,955 万 4,630 円であります。

以上、平成 27 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元に配付の平成 27 年度決算審査資料をご覧くださいますようによろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 91 号 平成 27 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 911 万 2,382 円に対し、歳出総額 911 万 2,382 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。

歳入について、ご説明をいたします。

第 5 款財産収入第 5 項財産運用収入の利子及び配当金 26 万 5,896 円は、土地開発基金から生じた利子であります。同じく第 5 款財産収入第 10 項財産売払収入の不動産売払収入 884 万 6,442 円は、大山 IC 工業団地の土地売却によるものであります。

歳出につきましてご説明をいたします。

第 10 款諸支出金第 5 項公有財産取得費の 911 万 2,382 円は、土地開発基金への繰出金であります。

なお、土地開発基金の現金残高は、平成 27 年度末現在 1 億 2,817 万 9,000 円となっております。

ります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 92 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 1,688 万 1,774 円に対し、歳出総額は 1,688 万 1,774 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款県支出金 8 万 1,000 円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入 1,655 万 6,908 円で収入未済額は、2 億 9,916 万 8,061 円となっております。

歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 982 万 9,888 円は、一般会計繰出金などであります。第 10 款公債費 705 万 1,886 円は元金及び利子の償還金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 93 号 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 1,180 万 3,072 円に対し、歳出総額は、1,083 万 9,465 円で歳入歳出差引額 96 万 3,607 円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款管理収入 967 万 9,570 円は、計量給水料金であります。第 10 款使用料及び手数料 2,160 円は、工事検査手数料であります。第 15 款財産収入 2 万 7,338 円は、開拓専用水道施設整備基金利子であります。第 30 款諸収入 23 万 6,118 円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 1,083 万 9,465 円のうち主なものをご説明いたしますと、需用費の内、配水設備修繕料 449 万 9,054 円は管路及び止水栓等の修繕に係るものであります。委託料の 59 万 480 円は、水質検査業務及び検針委託料であります。負担金補助及び交付金の 200 万円は、施設の維持管理負担金として、水道事業会計へ負担いたしましたものであります。積立金の 302 万 7,338 円は、将来の施設整備に備え、基金へ積み立てたものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 94 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 1,391 万 1,734 円に対し、歳出総額が 1,391 万 1,734 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

鳥取県サッカー協会からの寄附金が100万円、一般会計からの繰入金約1,291万円などがあります。

次に、歳出では、総務費のうち施設運営経費であります一般管理費が1,290万2,000円で、主な内容は、鳥取県フットボールセンター職員人件費が約299万円、公認グラウンド更新手数料等が約59万円、施設修繕料が約187万円、保険料が約32万円、指定管理料630万円、テント購入費が約66万円などがあります。施設の整備費が116万6,400円であり、これは屋外トイレ設置工事実施設計委託料であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議長（野口 俊明君） 今、町長の提案説明中ではありますが、ここで休憩したいと思います。再開は11時10分といたします。  
休憩します。

午前11時休憩

午前11時10分再開

- 議長（野口 俊明君） 再開いたします。提案理由の説明を続けてください。森田町長。  
○町長（森田 増範君） はい、議長。  
○議長（野口 俊明君） 森田町長。  
○町長（森田 増範君） 議案第95号 平成27年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額941万3,203円に対し、歳出総額941万3,203円で、歳入歳出差引額は0円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第10款使用料及び手数料の482万7,199円は、水道使用料及び検査手数料であります。

歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費475万7,453円は、電気料、修繕料など施設の維持管理費及び水質検査委託料など衛生管理費であります。第15款公債費465万5,750円は、借入金の元利償還金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第96号 平成27年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額26億3,880万4,887円に対し、歳出総額26億1,174万1,420円で、歳入歳出差引額2,706万3,467円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款国民健康保険税は、収入済額が 4 億 4,558 万 664 円、不納欠損額 938 万 2,425 円、収入未済額 9,731 万 864 円で、収納率は、現年分が 94.81%、過年度分が 20.32% となっております。第 10 款使用料及び手数料 15 万 4,640 円は、督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 5 億 4,605 万 9,492 円の主なものは、療養給付費等負担金であります。第 20 款前期高齢者交付金は、5 億 7,787 万 3,587 円であります。第 25 款療養給付費等交付金は、9,594 万 4,087 円であります。第 30 款県支出金 1 億 2,562 万 2,929 円の主なものは、財政調整交付金であります。第 35 款共同事業交付金は、5 億 3,235 万 8,930 円であります。第 40 款財産収入 6 万 1,272 円は、積立金利子であります。第 50 款繰入金 2 億 4,919 万 1,397 円の内訳は、一般会計繰入金が 1 億 7,919 万 1,397 円、国保基金からの繰入金が、7,000 万円であります。第 60 款諸収入 362 万 5,113 円の主なものは、第三者行為による求償金であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 3,265 万 6,229 円の主なものは、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、及び国保連合会負担金であります。第 10 款保険給付費 15 億 8,150 万 6,284 円は、各種の医療給付費とその審査支払手数料、また、出産育児一時金及び葬祭費として支出をいたしております。

なお、年間 1 人当たりの医療費は約 37 万 6,000 円、給付費では約 31 万 6,000 円となっております。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 7,042 万 3,736 円は、後期高齢者医療制度への負担金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 18 万 1,788 円は、保険者間における前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するための負担金であります。第 25 款老人保健拠出金 1 万 1,625 円は、社会保険診療報酬支払基金への事務費負担金であります。第 30 款介護納付金 1 億 634 万 3,683 円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。第 35 款共同事業拠出金 5 億 6,833 万 442 円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。第 40 款保健事業費 1,536 万 4,842 円の主なものは、特定健康診査等の委託料、及び人間ドックの健診委託料であります。第 45 款基金積立金は、61 万 272 円であります。第 55 款諸支出金 3,686 万 1,519 円の主なものは、国保税の還付金、国庫負担金等の返還金、及び国民健康保険診療所特別会計への繰入金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 97 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所及び大山口診療所の 3 診療所を合わせた施設勘定決算であります。

決算額は、歳入総額 3 億 6,128 万 5,030 円に対し、歳出総額は 3 億 6,128 万 5,030 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款診療収入 2 億 6,302 万 9,715 円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第 15 款使用料及び手数料 2,118 万 578 円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第 30 款繰入金 5,731 万 8,045 円の主な内訳は、診療施設整備に係る起債償還分などであります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 1 億 7,305 万 6,024 円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第 10 款医業費 1 億 6,811 万 1,752 円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 98 号 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

決算額は、歳入総額 1 億 8,890 万 5,676 円に対し、歳出総額 1 億 8,833 万 7,273 円で、歳入歳出差引額 56 万 8,403 円となっております。

歳入につきまして、ご説明をいたします。

第 5 款保険料 1 億 1,190 万 112 円は、後期高齢者に係る保険料であります。第 20 款繰入金 7,634 万 1,661 円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 301 万 3,674 円の主なものは、一般管理費と賦課徴収費であります。第 10 款後期高齢者医療納付金 1 億 8,501 万 1,739 円は、保険料等負担金および広域連合事務費の負担金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 99 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 22 億 7,110 万 4,288 円に対し、歳出総額 22 億 566 万 9,265 円で、歳入歳出差引額 6,543 万 5,023 円となっております。

歳入につきまして、ご説明をいたします。

第 5 款介護保険料の収入済額は 4 億 5,127 万 3,774 円で収納率は 98.4%であります。第 15 款国庫支出金 5 億 6,717 万 5,357 円は、介護給付費・地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金・補助金であります。第 20 款支払基金交付金 5 億 7,824 万 6,000 円は、第 2 号被保険者納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。第 25 款県支出金 3 億 2,094 万 3,222 円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金及び補助金であります。第 30 款繰入金 3 億 1,512 万 407 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分等を一般会計から繰入したものであります。

次に歳出につきまして、説明をいたします。

第 10 款保険給付費 20 億 5,617 万 4,023 円は、介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料に支出しております。第 15 款地域支援事業費 5,998 万 6,133 円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援事業・任意事業費として支出をいたしております。第 25 款公債費 1,800 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金償還金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 100 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 4 億 6,903 万 6,280 円に対し、歳出総額は、4 億 6,887 万 5,481 円で、歳入歳出差引額 16 万 799 円となっております。

歳入について、ご説明いたします。

第 5 款分担金及び負担金 382 万円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,036 万 7,359 円は、下水道使用料であります。第 25 款繰入金 3 億 5,099 万 3,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 35 款諸収入 2,435 円は、預金利子であります。

歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費 1 億 3,176 万 3,816 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 3 億 3,710 万 7,548 円は、起債の元利償還金及び繰上償還補償金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 101 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 4 億 1,400 万 9,836 円に対し、歳出総額 4 億 1,386 万 7,249 円で、歳入歳出差引額 14 万 2,587 円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金 750 万 5,000 円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,510 万 7,200 円は、下水道使用料であります。第 15 款国庫支出金 1,096 万円は社会資本整備総合交付金であります。第 20 款繰入金 2 億 8,038 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 30 款諸収入 3,369 円は、預金利子であります。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款事業費 1 億 2,922 万 1,029 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 2 億 8,464 万 6,220 円は、起債の元利償還金及び繰上償

還補償金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 102 号 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 5,113 万 9,299 円に対し、歳出総額 4,701 万 760 円で、歳入歳出差引額 412 万 8,539 円となっております。決算書 5 ページからの歳入歳出決算事項別明細書により歳入につきましてご説明をいたします。

第 25 款諸収入のうち、第 5 項収益事業収入 3,833 万 6,605 円は、電力の売電収入であります。また、第 10 項雑入 495 万 7,218 円は、落雷による風車の損傷に係る建物災害共済金であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費は、風力発電所の管理運営費であり、主なものといたしまして風車ブレード等の補修に係る施設修繕料 892 万 800 円、風力発電所の保守点検業務委託料 567 万円、地方消費税 371 万 3,400 円であります。また、今年度は、風力発電事業基金へ 800 万円の積み立てを行っているところであります。第 10 款公債費は、地方債に係る元金償還金 1,705 万 382 円及び償還金利子 124 万 1,790 円であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 103 号 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額 499 万 7,500 円に対し、歳出総額 499 万 7,500 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款使用料 400 万 9,176 円は、指定管理者並びにナスパルタウン居住者等からの温泉使用料であります。第 10 款繰入金 98 万 4,974 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款温泉館費 499 万 7,500 円は温泉館運営費で、主なものは修繕料 43 万 6,104 円、保険料 13 万 8,824 円、指定管理委託等の委託料 368 万 3,352 円、温泉館の備品購入費 73 万 80 円であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 104 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」、「大山口駅前住宅団地」の販売、維持管理を行う会計であります。

決算額は、歳入総額 1,405 万 1,048 円に対し、歳出総額 1,394 万 8,256 円で、歳入歳出差



引額 10 万 2,792 円となっております。

歳入につきましてご説明いたします。

第 5 款財産収入 1,197 万円は、土地売り払い収入が主なものであり、内訳は「ナスパルタウン」2 区画の販売実績であります。第 20 款諸収入 64 万 6,753 円は「ナスパルタウン」1 区画の契約解除違約金及び預金利子の収入であります。

歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款宅地造成事業費 1,394 万 8,256 円の主なものは、購入者紹介謝礼金として 50 万円、広告料として 118 万 8,000 円、施設維持管理委託料 104 万 8,204 円。契約解除に伴う公有財産購入費として 645 万 7,000 円、大山口駅前住宅団地定住促進助成金として 100 万円、一般会計への繰り出し金として 333 万 5,000 円などであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 105 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

だいせんホワイトリゾートとして 6 シーズン目となりました 27 年度は、12 月 19 日、20 日に積雪 30cm がありリフトの一部を稼働しましたがけれども、その後の暖冬による雪不足で、19 年振りに年末年始の営業ができませんでした。本格稼働は 1 月 13 日からとなり 3 月 13 日までの営業日数は昨年より 43 日少ない 61 日間となりました。

ここ数年入り込み数は堅調でありましたが、本年度は前年比 47%減の約 10 万人の入り込みにとどまったところであります。

決算額は、歳入総額 1,819 万 5,869 円に対し、歳出総額が 1,819 万 5,869 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。

歳入につきましてご説明いたします。

10 款繰入金約 500 万円、20 款諸収入が主に指定管理納付金で約 1,298 万円であります。

次に歳出では、第 5 款索道費が約 1,819 万円で、主なものといたしまして、リフト敷地使用料が約 1,076 万円、スキー場関連の負担金及び補助金が 705 万円、索道事業基金積立金約 22 万円であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 106 号 平成 27 年度大山町水道事業会計決算の認定についてであります。

はじめに業務の状況であります。給水栓数 5,662 栓、給水人口 1 万 4,412 人に年間総配水量 175 万 1,194 立方メートルを供給し、有収率は 80.0%でありました。

経理の状況につきまして、決算報告書 1 ページは消費税込で、収益的収入及び支出の収入、第 1 款水道事業収益は 2 億 9,501 万 3,677 円、支出の第 1 款水道事業費用は 2 億 5,751 万 9,135 円であります。

次に、資本的収入及び支出の第1款資本的収入は、企業債2,780万円と企業債元金町補助金等2,681万3,959円で合計5,461万3,959円であります。

続きまして、資本的支出では、老朽化した配水管取替工事等による建設改良費が3,253万6,080円、企業債償還金が1億1,333万5,667円で、資本的支出合計が1億4,587万1,747円となり資本的収入の不足する額9,125万7,788円は、当年度分消費税資本的収支調整額241万80円と過年度分損益勘定留保資金8,884万7,708円で補填をいたしております。

続きまして、収益的収支の詳細であります。決算報告書8ページの消費税抜きの収益費用明細書によりご説明を申し上げます。

第1款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、水道使用料で1億9,662万6,081円、その他営業収益の他会計負担金500万円は町からの消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金であります。

次に営業外収益の他会計補助金789万4,303円は、企業債の利息補助等を一般会計から受けたものであります。

次に9ページをご覧ください、第1款水道事業費用であります。第1項営業費用の原水及び浄水費の委託料630万4,800円は水質検査料金、動力費1,634万2,068円は水源地等の電気料金であります。

続きまして、配水及び給水費3,679万3,403円は、職員2名分の給料、手当等とメーター検針等に要する委託料538万5,680円、その他配水管修繕等に要した修繕費1,634万1,542円が主なものであります。

次の総係費につきましては職員1名分の給料、手当、備消耗品費等で1,054万503円、減価償却費につきましては、構築物等の減価償却費により1億4,678万7,419円であります。

続きまして、第2項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は3,094万8,851円であります。

最後に、第3項特別損失7万2,082円は過年度損益修正損であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 平成27年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めますが、あと残す時間が中途半端となりますので、午後1時から開会して午後1時より代表監査委員の監査報告を求めたいと思います。

ここで休憩いたします。再開は午後1時です。

午前11時48分休憩

午後1時再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

ここで監査委員の監査方向を求めます。代表監査委員、後藤 洋次郎君。

○代表監査委員（後藤 洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤 洋次郎君） 平成27年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果について意見を申し上げます。

私と西山監査委員の二人で監査をおこなったところでございますけれども、私のほうが代表して厚く報告させていただきます。

意見書の説明の前にですけれども、熱いなか、監査に協力していただきました大山町職員の方々に感謝申し上げます。

意見書につきましては、お配りしていますので、主なところだけを読まさせていただきます。

まず、第一の審査の概要につきましては、省略させていただきます。

第2の審査の結果についてでございます。

1 決算計数について、審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認した。また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値については、適正に執行されていることが認められた。

2. 執行状況について、各会計の予算執行の内容については、予算計上の趣旨を踏まえて、概ね有効・適切に執行されていることを確認した。

国庫支出金は減額となっているものの、貴重な自主財源である町税やふるさと納税は増収となっており、有利な起債の活用など、安定した財政運営が図られている。

今後、歳入・歳出両面で相応の対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されたい。

第3、会計別執行状況については、省略させていただきます。

それからはぐっていただきまして、第4 資金運用状況について、平成27年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められた。

平成27年度末の基金現在高は57億7,284円と、前年度末に比べて2億2万3,000円増加している。

基金は、安全性や有利性を考慮しつつ堅実な運用が図られてきた成果と認識しているが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等も考慮し対処されたい。

第5、財産管理の状況について、平成27年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められた。

第 6、主要事業の執行状況について、平成 27 年度については、大山町未来づくり 10 年プランの策定、社会保障・税番号制度の導入準備、地方創生関連事業の取り組み開始等々、変動の年度であったところ、概ね適正に執行されているものと認められた。

企業誘致活動についても積極的かつ効果的に行われたものと認められ、特にカーブスの誘致は、町民の健康増進に大いに貢献しているものと評価できるところである。

また、税の滞納問題については、過去の決算審査で幾度となく指摘が行われたところであるが、平成 27 年度においては、徴収率がアップするなど全体的に成果が上がっていると認められ、職員の努力の成果が徐々に表れてきているものと評価できるところである。

第 7、指摘事項等について。

まず、指摘事項等でございます。平成 27 年度から適用開始となった「ふるさと納税ワンストップ特例制度」については、寄附者が寄附を行った翌年の 1 月 10 日までに寄附を行なった地方団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出し、この申請書に基づき、寄附を受けた地方団体は、1 月 11 日以降 1 月 31 日までに寄附者の住所地の地方団体に「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」を送付する手順となっているが、導入初年度の事務の不慣れ、予測を上回る寄附者の数などが起因となって、この通知書の送付が 2 月中旬にずれ込む結果となった。

幸いにも、寄附者に迷惑が掛からなかったものの、大山町の事務の信用を損なうことにもなりかねないことなので、今後、遅延することのないよう、事務処理体制の整備、事務管理の徹底を図りたい。

次に監査意見でございますけれども、1 番、平成 27 年度は、国の施策の変化、大山町をとりまく環境の変化等により、新たな事業・事務が多数発生したところであるが、一方、従来からの事業・事務は、そのほとんどが継続して実施されているところである。

平成 27 年度においては、職員の努力により各課が所掌する事業・事務は概ね適正に執行されたものの、定員事情が厳しい中、不断の事業・事務の見直しは避けて通れないところである。

所期の目的を達したと見込まれる事業、費用対効果が乏しい事業などを安易に継続して実施することは、他の重要事業・事務への事務量の投下を阻害することにもなりかねなく、また、職員への過重な負担につながる可能性もあるので、このような事業・事務は、思い切った廃止、あるいは、期限を設けた実施が望まれるところである。

また、関係団体あるいは民間業者へのアウトソーシングについても、引き続き拡大・促進を図っていく必要があると思われる。

2. 大山町及び大山町議会の町民への広報、町民からの広聴については、ホームページの内容、広報誌の内容、防災無線での情報提供の内容、広聴手段の多様性等を判断す

ると、他の地方団体・議会と比較して相当高い水準にあると評価できるところである。

しかしながら、一部の地方団体で行われているような町長、議長等の交際費の支出基準設定や交際費の支出状況の公表は、行われていないところである。

広報広聴の更なる充実のためにも、町長、議長等の交際費の支出基準の設定、並びに交際費の支出状況の公表が望まれるところである。

続きまして、27年度大山町水道事業会計決算審査意見書を説明申し上げます。

審査の概要、審査した書類、収益、収入、支出及び利益の状況については、資料の起債のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

最後の結びのところを読み上げさせていただきます。

消費税を除いた本年度の収益的収支における総収益は、2億7,924万1,579円、総費用は、2億5,036万834円で、当年度の利益は2,563万2,745円となっている。大きな修繕がなかったため、利益は昨年度より増加しているが、資産の機械及び装置5億2,461万9,146円の減価償却累計額が4億1,958万1,376円となっており、機器等の老朽化が懸念されるところである。安全・安心な給水のためにも計画的な改修を検討されたい。

水道使用料未収金は2,073万4,085円で、前年度に比べ109万487円増加している。徴収対策に一層努力されたい。

続きまして、平成27年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見書でございます。

1番の審査の概要については説明を省略します。

2番、審査の結果、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

次に、個別意見でございます。

実質赤字比率について、平成27年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

連結実質赤字比率について、平成27年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

実質公債費比率について、平成27年度の実質公債費比率は9.0%で、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。また、平成26年度と比較しても、さらに1.8ポイントの低下となっている。

将来負担比率について、平成27年度の実質将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、合併後はじめて該当なしとなっている。

是正改善を要する事項、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められる。

最後に、平成 27 年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についての報告でございます。

審査の概要については説明を省略させていただきます。

2 番目の審査の結果でございます。

総合意見、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 27 年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

2 番目の個別意見でございます。

審査結果のとおり、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を充たしていると判断できるが、現下の厳しい経済情勢を鑑み、財政の健全化に向けてなお一層努力されたい。

3 是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上、報告申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 監査委員さんには、平成27年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

---

#### 日程第 25、議案第 107 号～日程第 29、議案第 111 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 25、議案第 107 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算(第 5 号) から、日程第 29、議案第 111 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 2 号) についてまでの計 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 107 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、複合商業施設実施設計業務委託料の新規の計上、ナラ枯れ駆除委託料の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどによりまして、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 5 号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,065 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 115 億 1,751 万 6,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款をおって主なものについてご説明を申し上げます。

第 30 款地方特例交付金は額の確定に伴い 32 万 9,000 円の追加をいたしております。

第 55 款国庫支出金は 300 万 3,000 円の追加で、主なものは第 5 項国庫負担金の民生費国庫

負担金で障害者自立支援給付費国庫負担金 115 万 9,000 円の追加、第 10 項国庫補助金の教育費国庫補助金で埋蔵文化財調査費補助金 184 万円の追加などであります。第 60 款県支出金は 3,117 万 6,000 円の追加で、その主なものは、第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で園芸産地活力増進事業補助金 200 万円、鳥取芝ブランド化生産振興事業補助金 172 万円の新規計上、松くい虫等防除事業補助金 2,000 万円の追加などであります。第 80 款繰越金は 1,042 万 7,000 円を追加しております。第 90 款町債は、2,430 万円を減額いたしております。

次に歳出につきまして人件費を除く主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費は、1,377 万 5,000 円の追加で、主なものは、第 5 項総務管理費の財産管理費で建物等修繕料 106 万 8,000 円の追加、総務施設管理費で旧高麗保育所屋根修繕工事 293 万 5,000 円の新規計上などであります。第 15 款民生費は、1,126 万 2,000 円の追加で、主なものは、第 5 項社会福祉費の社会福祉施設費で保健福祉センターなわ空調設備改修工事 1,100 万円の新規計上などあります。第 20 款衛生費は、496 万 2,000 円の追加で、主なものは、第 5 項保健衛生費の予防費で予防接種委託料 156 万 2,000 円、環境衛生費で投棄廃棄物処理委託料 111 万 8,000 円の追加などあります。第 30 款農林水産業費は、2,816 万 1,000 円の追加で、主なものは、第 5 項農業費の農業振興費で鳥取芝ブランド化生産振興事業補助金 258 万 1,000 円、園芸産地活力増進事業補助金 266 万 7,000 円の新規計上、第 10 項林業費の林業振興費でナラ枯れ駆除委託料 2,000 万円の追加などあります。第 35 款商工費は、5,532 万 8,000 円の減額で、主なものは、第 5 項商工費の商工振興費で自己居住用建物等改善助成委託料 250 万円の追加、観光費で複合商業施設実施設計業務委託料 2,800 万円の新規計上、観光施設費で索道事業特別会計繰出金 8,590 万円の減額などあります。第 40 款土木費は、872 万 5,000 円の追加で、第 10 項道路橋梁費の道路維持費で集落環境整備事業に係る使用料及び賃借料 61 万 3,000 円、原材料費 74 万 8,000 円の追加などあります。第 45 款消防費は、4 万 5,000 円の追加で、第 5 項消防費の消防施設費で消防施設整備費補助金 4 万 5,000 円を追加いたしております。第 50 款教育費は、905 万円の追加で、主なものは、第 20 項社会教育費の文化財費で重要文化財大山寺阿弥陀堂修理事業補助金 817 万円、発掘作業員派遣委託料 350 万円の追加などあります。

人件費の補正であります。21～23 ページに記載をいたしております。

次に、予算書第 5 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」であります。大山支所 LED 照明機器リース料 289 万 3,000 円、中山支所 LED 照明機器リース料 376 万 4,000 円、町マイクロバス購入 1,700 万円を追加いたしております。

最後に予算書 6 ページの「第 3 表 地方債補正」であります。額の確定に伴い臨時財政対策債を 2,480 万円減額、事業の増減に伴い過疎対策事業債を 50 万円追加いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 108 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 115 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,400 万 7,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 10 款繰入金は一般会計からの繰入金で 115 万 8,000 円の追加といたしております。歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費を 65 万 8,000 円の増額といたしており、主なものは一般管理費のバイオトイレ不具合による汚泥汲み取り手数料 15 万 2,000 円と仮設トイレの借上げ料 5 万 6,000 円、夕陽の丘神田への案内看板設置委託料 45 万円の追加であります。第 90 款予備費を 50 万円の増額といたしておるところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 109 号 平成 28 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 78 万 6,000 円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,196 万 5,000 円とするものであります。

歳入についてご説明をいたします。

第 20 款繰入金 78 万 6,000 円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。

歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費第 5 項維持管理費 78 万 6,000 円の増額は施設修繕料の増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります

次に議案第 110 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 353 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 8,441 万 2,000 円とするものであります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 30 款繰入金を 353 万円減額するものであります。

次に、歳出につきまして、ご説明いたします。

第 5 款総務費 1,276 万 3,000 円の減額は、職員の減に伴う給料、職員手当及び共済費の減によるものです。第 10 款医業費 810 万円の増額は、大山口診療所の電子内視鏡を更新するためのものであります。第 20 款予備費 113 万 3,000 円は緊急な修繕等の支出に備えるためのものであります。



以上で、提案理由の説明を終わります

次に議案第 111 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本案は、鳥取県知事との辺地計画の事前協議が整ったことから、中ノ原スキーセンター屋根等改修工事の財源を一般会計から辺地対策事業債に変更して、財源の振替えを行う必要が生じたため、既定の予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 2 号は歳入歳出予算の総額に変更はございません。

はじめに歳入であります。第 10 款繰入金を 8,590 万円減額し、第 25 款町債を 8,590 万円増額するものであります。

なお、歳出につきましては財源内訳の変更をいたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

---

#### 散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日 9 月 8 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会いたします。

---

午後 1 時 29 分散会